

議事要旨(2)企業会計基準適用指針公開草案「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」は、内容についての議論はすでに相当程度なされていることから、今回の企業会計基準委員会での議決をお願いしたい旨の説明がなされた。引き続き秋葉主席研究員より、当該適用指針(案)の概要説明がなされた。

- ・ 本適用指針(案)は、監査委員会報告第60号のうち、会計上の取扱いに関する部分についてその内容を引き継ぐとともに、会社法の施行への対応や取扱いの明確化が必要と考えられる点への対応を行ったものである。
- ・ いわゆる投資育成目的や債権回収目的の取扱いについて、投資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められ、子会社には該当しないとされるために満たすべき一定の事項を明示した。
- ・ 連結又は持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社について、限定的であることを明示した。
- ・ 本適用指針は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用するが、平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。

委員からの質問とその対応等は、以下のとおりである。

- ・ 支配が一時的であるため連結の範囲に含めない子会社について、国際会計基準では12ヶ月以内に処分するという期限が明示されているが、本適用指針での取扱いと隔たりがあるのかとの質問があり、これに対して事務局からは、一時的支配のケースについての考え方の相違はない旨が回答された。
- ・ 本プロジェクトはコンバージェンス・プロジェクトというよりはむしろ国内的な問題に対応するものであり、現状でより詳細なルールが整備されている米国の考え方に合わせようとしている旨、及び、この問題についてはIASBにおいても長期的に検討される可能性があると考えている旨のコメントがあった。
- ・ 親会社の定義が「他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社等」となっているが、これまでは会社以外の事業体は親会社にはならないとされているのではないかとこの意見があり、これに対して事務局からは、「会社等」の「等」を削除する旨が回答された。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者12名全員の賛成により、本公開草案の公表が承認された。

以上